

# studioHAGI 利用規約

「studio HAGI」(〒656-0021 兵庫県洲本市塩屋 1 丁目 2-15。以下「当スタジオ」といいます。)の利用に際しまして、会員及びビジターの皆さまが快適にご利用いただくために、本規約を厳守されますよう、お願い申し上げます。

また、当クラブが、健康づくりと憩いの場として、常に清潔で楽しい雰囲気を保ち続けられますよう、皆さまのご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

## 第1条【適応範囲】

当スタジオに利用した者を、「会員」といい、本規約は、当スタジオを利用する、また、健康づくり・ダイエット・姿勢改善・パフォーマンスアップなどを目的としたパーソナルトレーニングを受けるすべての会員に適用されるものとします。

また、本規約に関し、会員に関する資格、遵守事項、禁止事項、強制退会等の定めは、ビジターに対しても適用或いは準用されるものとし、ビジターはこれを遵守します。

## 第2条【利用について】

- 1 会員は、ご利用開始日より当クラブの設備を利用することができます。
- 2 未成年(満18歳未満の者)が運動を希望する場合は、当スタジオ所定の同意書に本人とその親権者が連署の上、手続きを行うものとします。この場合、親権者は、本規約に基づく本人の責任を本人と連帯して負うものとします。
- 3 未成年が当クラブを利用する場合は、兵庫県青少年愛護条例第 24 条に鑑み、16 歳未満の者は午後 7 時まで、16 歳以上 18 歳未満の者は午後 10 時までの利用を厳守していただきます。
- 4 会員は、本規約(将来において改訂されるものを含みます)、施設内諸規則、その他当クラブが定める規則並びに口頭での注意事項をすべて遵守しなければなりません。

## 第3条【利用資格】

次の各号のいずれかに該当するものは当クラブの利用になることはできません。なお、当スタジオが利用をお断りする場合において、利用拒絶の理由を開示しない場合があることをあらかじめご了承ください。

- (1) 本規約および当スタジオの諸規則を遵守できない者。
- (2) 本申込を行う者が、申込書に記載された本人と同一人物であることを確認できない者(身分証等当クラブが提示を求める資格証明の提出を拒絶される場合を含みます。)
- (3) 刺青、タトゥー(和柄、洋柄等の一切を含み、かつ、刺青、タトゥーと判別が困難な一時的なペンティング等(タトゥーシール、ヘナタトゥー、ペイント等を含みます。))のある者。
- (4) 過去または現在において暴力団または反社会的勢力、半グレまたはそれに準ずる団体に属し、またはそれらに属する者と関係を有する者と当クラブが判断した者。

- (5) 医師等により運動を禁じられている者。
- (6) 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している者。
- (7) 所属する学校または団体においてフィットネスクラブへの入会が禁じられている者。
- (8) 未成年で当スタジオの利用に関して親権者の同意を得られない者。
- (9) その他、当スタジオが会員としてふさわしくないと判断した者。

## 第5条【会費等】

- 1 当スタジオは、会費、トレーニングサービスの利用料、その他の費用(以下「会費等」といいます。)を定めるものとします。会費等については、当スタジオの経営方針或いは経済情勢の変動により変更させていただく場合がありますので予めご了承ください。
- 2 会員は、所定の会費等を当スタジオ所定の方法及び所定の期限までに支払うものとします。
- 3 会員は、実際の施設利用の有無にかかわらず、本規約が定める会費等をすべて支払う義務があります。一旦支払った会費等は、本規約の定めがある場合を除いて返還しません。
- 4 お買い求めいただいたチケット(回数券等)がある場合、当該チケットを第三者に譲渡、転売することはできません。
- 5 会員が会費等その他の債務を、支払期日を過ぎても履行しない場合、当スタジオは、会員に対し、支払期日の翌日から支払いがなされるまでの日数に年 14.6%の割合で計算される金額を延滞利息として、会費等その他の債務と一括して、当スタジオが指定する方法で支払いを求めることができます。その際の必要な振込手数料等その他の費用は、当該会員の負担とします。

## 第6条【届出情報の変更】

- 1 会員が入会申込時に届け出た情報その他当クラブに届け出た情報に変更があった場合、速やかに変更手続きを完了しなければなりません。
- 2 当スタジオは、会員が届け出た情報が不正確であることによって会員又は第三者に生じる損害について、当スタジオに故意又は過失がある場合を除き、責任を負いません
- 3 当スタジオが、届出情報に含まれるメールアドレスその他の連絡先に連絡又は通知を行った場合、会員は当該連絡又は通知を受領したものとみなします。

## 第7条【利用時間】

当スタジオの利用時間は、ホームページの営業時間をご参照ください。

## 第8条【休業日】

当スタジオの休業日は、不定休、年末年始、その他施設の法定点検・修繕等やむを得ない場合とします。その告知は、当スタジオホームページ、書面、または各施設内の掲示等により行います。

## 第9条【予約・変更・キャンセル】

- 1 会員は、レッスンの予約・変更・キャンセルについての連絡をレッスン前日のPM0:00までに行うものとします(電話の着信時刻または、メッセージの受信時間で判断します。)
- 2 レッスン当日のキャンセルは、原則1回分の利用料金をお支払いいただきます(以下、「キャンセル料」といいます。)
- 3 キャンセル料等は、キャンセル確定後の最初のレッスン日に精算してください。
- 4 予約時刻から15分経過を目途に、連絡が取れない場合は当日キャンセル扱いとし、キャンセル料が発生します。
- 5 本条第2項から前項までの定めに関し、妊婦の方の場合、事前連絡があった場合(無断でのキャンセル、事後の連絡は不可とします。)に限り、キャンセル料は不要とします。
- 6 インフルエンザ、骨折などの傷病を理由とする当日キャンセルの場合であっても、原則として、本条所定のキャンセルの定めに従って依拠するものとしますが、当スタジオの個別判断によりキャンセル料を不要とする場合があります。

## 第10条【遵守事項】

会員は、本規約に別途定める他、以下を遵守しなければなりません。

- 1 施設および機器の使用にあたっては、記載されたルール、慣習上ルール、および当スタジオの説明並びに指示に従わなければなりません。
- 2 当スタジオの利用時は、常に当スタジオが定める以下の禁止事項を含むドレスコードを遵守します。但し、会員個別の事情により、当クラブが認めた場合はこの限りではありません。
  - ・ ジーンズ
  - ・ ジーンズタイプのステッチあるいはリベット(びょう)がついている衣服、履物または服飾品。
  - ・ サンドル、草履、または長靴。
  - ・ ヒールが高い、または滑りやすい履物。
  - ・ スパイクシューズ等、施設または器具を傷つける可能性のある履物。
  - ・ 刺青、タトゥー(和柄、洋柄等の一切を含み、かつ、刺青、タトゥーと判別が困難な一時的なペンティング、タトゥーシール、ヘナタトゥー、ペイント等を含みます。)
- 3 当スタジオの利用にあたっては妊娠しておられる場合、特に、安全確保のため、以下の事項を遵守してください。
  - ・ 妊娠していることを告知いただくこと
  - ・ 妊娠16週以降の体調の安定している状態であること
  - ・ 主治医または担当助産師による運動許可を得ること(書面までは不要)
  - ・ 母子手帳を持参すること
  - ・ 親或いは配偶者等のご家族の同意があること
  - ・ 僅かな体調不良や違和感を真摯に告知し、適宜、当クラブの指示に従うこと
  - ・ 適当ではない負荷のかかるトレーニングをしないこと

4 当スタジオ内において、以下の行為は固く禁止します。

- ・ 当クラブ内及びその周辺で、営利目的、印刷物、チラシ等の配布、ネットワークビジネス、宗教活動、政治活動に関する評価される勧誘、広告等の活動、その他当クラブの目的と反する活動を行うこと。
- ・ 施設内(敷地、駐車場を含む)での喫煙(電子タバコを含む。)行為。
- ・ 飲酒した状態での利用。
- ・ 外傷、皮膚疾患、伝染病等その他他人に伝染または感染するおそれのある疾病を有している方を有する方の施設利用
- ・ 危険物の持ち込み
- ・ ペットのお持ち込み
- ・ 香水、整髪料等、過度に臭気の強い香料を使用すること
- ・ 施設内における賭博行為、勧誘行為、セールス行為、アンケートの協力を依頼する行為、及びそれに類する行為で、その他、他の会員に迷惑を及ぼす行為
- ・ 無許可の写真・ビデオ撮影、録音等
- ・ 他の会員を含む第三者、当スタジオの従業員及び関係者等人を誹謗、中傷すること
- ・ 他の会員を含む第三者、当スタジオの従業員及び関係者等人に対する暴力行為や暴力的な言葉や大声、奇声を発するなどの威嚇或いは迷惑行為
- ・ 他の会員を含む第三者、当スタジオの従業員及び関係者等に関し口頭、SNS等方法の如何を問わずプライバシーを侵害する行為
- ・ 他の会員や当スタジオの従業員及び関係者等に対する痴漢、覗き、露出、ストーカール行為など公序良俗に反する行為
- ・ 法律で禁止された薬物等を使用すること
- ・ 当スタジオの利用を認められないものを同伴させること。
- ・ 施設内での落書きや造作をする行為
- ・ 器具を床に落とす、大きな音を立てる、過大な振動を与える行為、器具を壊す行為
- ・ 当スタジオが定める立ち入り禁止区域への立ち入り
- ・ 当スタジオに対する営業妨害とみなされる行為
- ・ 無許可での空調、照明、音響等各種設備設定の変更(空調・照明・音響等を含むがこれらに限らない)
- ・ 当スタジオの従業員及び関係者に対する当社等からの退職の勧誘、他社への就職あっせん、引抜きその他これらに類する行為
- ・ その他、当スタジオ施設利用にふさわしくないと認める目的にそぐわない行為

5 更衣室のご利用の際、下記の事項にご留意ください。

- ・ 衣類、履物、バッグ類、運動着等、入室時にご持参のものは、必ずラックや籠に納め、他の場所に放置なさらぬようご注意ください。
- ・ 着替えて更衣室を出られる時は、室内に忘れ物のないようご注意ください。
- ・ 更衣室内の収納庫を開閉、又は収納品に手をつけたりなさらぬようお願いいたします。

- ・ 更衣室内で問題がございましたら、トレーナーにお申しつけください。
- ・ ゴミや小物破棄物は、所定のゴミ箱にお捨てください。
- ・ 更衣室の照明・空調等の設備の操作はご遠慮ください。照明・空調についてご要望がある場合、トレーナーにお申しつけください。
- ・ 更衣室の中に危険物、ペット、生鮮食料品類、騒音や臭いのする物等を収納することは、固くお断りいたします。
- ・ シャツ、タオル類を汗その他で濡れたまま放置しないようお願いいたします。
- ・ 化粧台は、お客様全員で共用するものです。清潔にご利用ください。
- ・ 化粧台のティッシュ類は清潔にご使用ください。ご使用済の備品類は、放置しないようお願いいたします。
- ・ 更衣室内でご気分が悪くなった場合、ただちにトレーナーにご連絡ください。

### 第11条【持込物に対する責任】

- 1 当スタジオは、利用者が当クラブの施設内に持ち込んだ物のお預かりはできませんので、利用者が自身で責任をもって保管してください。
- 2 万が一、盗難・毀損・その他の事故が発生しても利用者が当スタジオの施設に持ち込んだ物の紛失、毀損及び盗難等について賠償する責任を負いかねますので、予めご了承ください。

### 第12条【忘れ物・遺失物】

忘れ物については、一定期間(1ヶ月間)保管した後、処分させていただきます。かかる処分に関し、当スタジオは一切の責任を負いかねますので、予めご了承ください。

### 第13条【施設・設備・サービスの廃止と利用制限】

- 1 自然災害・法令の制定改廃・行政指導・社会情勢の著しい変化・その他やむを得ない事由が発生した場合、当スタジオは、施設・設備・サービスの全部若しくは一部を廃止し、又はその利用を制限することができます。当スタジオホームページ、公式LINE等で告知を行います。
- 2 施設・設備の改造・改築・整備等を行う場合又は経営上必要があると認められた場合、当スタジオは、施設・設備の全部若しくは一部を廃止し、その利用やサービス提供を制限することができます。その告知は、当スタジオホームページ、書面、または各施設内の掲示等により行います。
- 3 各施設は、前二項の他、施設の管理上やむを得ない場合には、予め告知の上休館することがあります。この告知は原則として当スタジオホームページ、書面、または施設内の掲示等により行いますが、やむを得ない事情による臨時休館日については、この限りではありません。
- 4 前三項の場合、法令の定め又は当スタジオが認める場合を除き、会員が負担する利用料金等の支払義務が軽減され、又は免除されることはありません。
- 5 前各項の場合、会員は、当スタジオに故意又は過失がある場合を除き、当スタジオに対

して損害賠償等の請求をできないものとします。

## 第14条【資格喪失】

会員は、次の場合に、自動的にその会員資格を喪失します。

- (1)退会。
- (2)死亡または法人の解散。
- (3)当スタジオを閉鎖したとき。

## 第15条【強制退会】

1 当スタジオは、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員を当クラブから強制的に退会させることができます。

- ・ 本規約および当スタジオの諸規則を遵守しないとき。
- ・ 当スタジオにおいて入会資格を欠いていると判断したとき。また入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる事実を故意に申告しなかったとき。
- ・ 会費等、当スタジオに対する債務の支払いの全部または一部を、1度でも延滞したとき。
- ・ 破産又は民事再生の申立て準備に入った場合。
- ・ 当スタジオの名誉或いは社会的信用を貶め、或いは秩序を乱した場合。
- ・ 犯罪その他法令に違反する言動があったと疑うに足る場合
- ・ その他、当スタジオにおいて、会員としてふさわしくない言動・行動があったと認めるとき。

2 当スタジオから強制的に退会にさせられた会員は、退会時から当スタジオの施設を使用することができません。

3 当スタジオから強制的に退会させられた会員に対しては、当スタジオは、前納分または既払分の会費等があっても、これを返還しません。

4 強制退去処分を受けた会員は、将来にわたり期間の定めなく当スタジオの再利用はできません。

## 第16条【当スタジオの閉鎖】

1 当スタジオは閉鎖を相当とする事由が発生した場合には、3ヶ月前の予告をすることにより、閉鎖することができます。

2 閉鎖の事由が天災、地変、公権力の命令、強制その他不可抗力である場合は、前項の予告期間を短縮することができる。

3 当スタジオの閉鎖の場合、当スタジオは会員に対し補償、返金等はいりません。

## 第17条【損害賠償】

1 当スタジオの施設の利用中に会員が受けた損害について、当スタジオに故意または重過失がある場合を除き、当スタジオは当該損害を賠償する責任を負いません。また、駐車場内での、事故やトラブルは一切の責任を負いません。

- 2 当スタジオが、損害賠償をする場合において、当スタジオが当該会員から会費等として損害賠償請求時点から過去12か月間に受領したト対価の金額を損害賠償額の上限とします。また、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。
- 3 会員同士の間で生じた紛争については、会員が自らの責任によって解決するものとし、当スタジオは一切関与しません。
- 4 会員が当スタジオの施設利用に際して、会員の責めに帰すべき事由により、当スタジオ、又は第三者に損害を与えた場合、当該会員はその損害に関する責任を負います。

### **第18条【ビジターに対する会員の責任】**

スタジオ利用者は、紹介または同伴した方の責に帰すべき原因により発生した損害についても、その同伴した方と連携して賠償責任を負わなければなりません。

### **第19条【会員情報の取扱い】**

- 1 当スタジオによる情報の取扱いについては、当スタジオのサービス提供及び運営のため、アフターケアのため、当スタジオの情報を提供するため、マーケティングデータの調査及び分析をするため、利用規約違反し或いは不正不都合な目的で当スタジオにかかわりを持った者の特定及び責任追及のために、利用するものとします。利用者情報を利用すること及び当スタジオの関連会社、提携事業者、士業に情報提供する場合があることを、異議なく承諾するものとします。
- 2 当スタジオは、利用者が当スタジオに提供した情報、データ等を、個人を特定できない形での統計的な情報として、当スタジオの裁量で、利用及び公開することができるものとし、利用者はこれに異議を唱えないものとします。

### **第20条【会員規約の変更】**

- 1 当スタジオは、当スタジオが必要と認めた場合は、本規約を変更できるものとします。本規約を変更する場合、変更後の本規約の施行時期及び内容を当スタジオホームページへの掲載、書面の交付、または施設内の掲示板に掲示するその他適当な方法により周知又は通知します。ただし、法令上、利用者の同意が必要となるような内容の変更の場合には、当スタジオ所定の方法で利用者の同意を得るものとします。
- 2 前項の規定による本規約の変更の効力は、全利用者に及ぶものとします。

### **第21条【連絡・通知の方法】**

当スタジオに関する問い合わせ、連絡または通知、及び本規約の変更に関する通知、その他当スタジオから利用者に対する連絡または通知は、当スタジオの定める方法で行うものとします。

### **第22条【利用規約の法令違反の場合の効力】**

本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により、

無効と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

#### **第24条【準拠法及び管轄裁判所】**

- 1 本規約或いは当スタジオに関連する一切の規則等の準拠法は日本法とします。
- 2 本規約あるは当スタジオに関連する一切の紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄とします。

以上

※ 規程の制定及び改訂  
2024年 5月 7日制定